



NEWS LETTER



NO
31

発行者 NPO法人消費者ネットおかやま 〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-1317

Eメール: shounet@okayama.coop ホームページ: <http://okayama-con.net>

消費者ネットおかやま第8回通常総会を開催しました。

2015年6月6日(土)岡山県立図書館多目的ホールにて、消費者ネットおかやま第8回通常



総会を開催しました。丹治泰弘理事が司会となり、総会の定数115に対して、実出席33、書面出席30、委任出席14合計77で、定款第24条にもとづき、表決権数の4分の1以上に達していることから、本総会が成立していることの報告と開会宣言が行われました。

議長に高原佐知司法書士が選任され議事に入りました。

最初に消費者ネットおかやま河田英正理事長から、2007年6月6日に設立され8年が経過したこと。適



格消費者団体とは、消費者を代表して悪徳商法など差止め請求できる権限をもつもので大きな力となること。この1年充実した活動が出来ており、今年は適格消費者団体になれるように、秋には認定をめざす団体から適格消費者団体へ、大きな飛躍の年になるように進めていくことの挨拶が行われました。



くらし安全安心課 岡野課長

岡山県県民生活部くらし安全安心課岡野千鶴課長より、消費者行政の推進への協力や消費者被害撲滅にむけた活動への参加、サポーター講座では2000名以上の受講となっていること、5月消費者月間での啓発活動への参加などのお礼、高齢者を狙った特殊詐欺は、今年2倍で推移している。自立した消費者として、学校教育の充実など進めている。安全安心が前提となり、県も消費者団体と連携しながら進めていくこと、適格消費者団体認定にむけあと一歩のところできており、引き続き県としても支援していくことにふれて挨拶が行われました。

- | | |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 2014年度事業報告承認の件 |
| 第2号議案 | 2014年度決算承認の件 |
| 報告事項 | 2015年度事業計画及び2015年度活動予算 |
| 第3号議案 | 役員を選任の件 |
| 第4号議案 | 決議効力発生に関する件 |

河端事務局長から各議案、報告事項について一括して提案されました。

消費者が被害をうけないように意見書の提出やサポーター講座では民生委員など高齢者に関わる方の受講も多かったこと、会員数は115名事に到達したこと、方針では2年

毎の更新に耐えられる活動、責任と権限にみあう活動を進めていくことなど説明されました。

小田監事より監査報告が行われ、昨年の指摘事項に関して、会計処理ソフトを導入し効率的な事務をされていること、適格の認定の条件として事務所の独立性が加わったこと、会計処理等適切に行われていることの説明がありました。



討論では、岡会員から検討委員会の委員として参加した活動について、事業者への申入れに対して改善がされたことなど発言がありました。また、加百会員からは、消費者被害に関してリサイクル業者の買い取りに関してマスコミが被害を助長している記事に対する不安などの発言がありました。その後採決が行われ、全議案賛成多数で採択されました。



2015 年度第 1 回理事会が開催され、新年度 3 役体制を決定。

2015 年度第 1 回理事会が開催され、新年度 3 役について選出しました。理事長には引き続き河田英正弁護士が就任されました。

選任区分	氏名	所属	選任区分	氏名	所属
理事長	河田 英正	弁護士	理 事	丹治 泰弘	司法書士
副理事長	兒島 隆朗	司法書士	理 事	溝口 初美	岡山医療生協
副理事長	大橋まり子	JA 県女性協	理 事	宮本 紀子	おかやまコープ
事務局長	河端 武史	弁護士	理 事	三好 英宏	弁護士
理 事	赤澤佳世子	消費生活アドバイザー	理 事	吉岡 伸一	学識者（大学教授）
理 事	赤澤 輝彦	建築士	監 事	小田 敬美	学識者（大学教授）
理 事	安藤 英明	岡山大学生協	監 事	木下 幸男	県労福協
理 事	大賀 宗夫	司法書士	監 事	上甲 啓一	おかやまコープ

※ 事務局次長 近藤 清志

岡山県主催 5.24 消費者被害撲滅キャンペーンに 5 名が参加

2015 年 5 月 24 日(日)10 時よりシティライトミュージアム前にて、岡山県消費生活問題研究協議会 2 名 岡山県消費者団体連絡協議会 1 名 NPO 消費者ネットおかやま 5 名 県消費



生活センター 2 名 暮らし安全安心課 8 名 合計 18 名で消費者被害撲滅キャンペーンとして、キャンペーングッズ 5000 個を、サッカー観戦に来られた方たちに配布し宣伝を行いました。また、選手の直筆での消費者被害に対する注意喚起や〇×クイズの実施、ハーフタイムでの PR も含めて行われました。



消費者月間講演会を開催「食の安全安心を考える」に84名参加

6月6日(土)岡山県立図書館2階多目的ホールにて、84名の参加で消費者月間講演会を開催しました。主催は、消費者ネットおかやまと岡山県消団連の共催で岡山県から後援を受け実施しました。

倉敷医療生協黒岡頭夫理事が司会となり、開会挨拶として県消団連代表幹事近藤幸夫弁護士より、消費者が主権者としての社会めざし、消費者力を高めること、今回のテーマとして「食の安全安心を考える」。だれもが消費者被害にあわないように仕組づくりが必要。健康食品など考える場合、賢い消費者でないといけない。しっかり学習していくことの挨拶が行われました。

岡山県消費生活センター 田中照之所長より、「県内健康食品等相談事例、被害について」報告頂きました。全体の相談件数は前年からほぼ同数であり、健康食品に対する相談が増えている。また、不当架空請求やスマホの被害が広がっている。70歳以上の方の相談が増加しており、家にいることから狙われている。健康食品に関する相談では、送りつけ商法はすこし減ってきた。健康食品に係る販売形態として①強引な勧誘電話や通信販売、訪問販売。②ネット通販 ③マルチ商法 となっており、トラブルや実際の被害状況について、具体的に説明されました。

榎尾幸子先生から「あふれる健康食品、サプリメントの実態と私たちの食生活」をテーマに講演をして頂きました。

新しい食品表示制度がこの4月1日から施行されている。現行58本の基準を1本に統合して、消費者にとって分かりやすく、表示されるものとなっている。また、加工食品の栄養成分表示が義務化され、

栄養成分表示を活用して健康的な食事の摂取に役立ていくように説明されました。(ナトリウムは食塩相当量と表わかりやすく示されます)

あらたな機能性表示制度が4月より創設され、事業者責任で届出制により行われるもので、この間受け付けられたもので、トクホで申請されたサプリメントが安全性の問題で許可されなかったにも係らず、機能性表示食品として受付られている事例など問題もあることの説明がありました。

「健康食品」の虚偽誇大な広告の例や問題となった広告表現・表示例など具体的な内容について、説明され、選択・利用時において留意すべき事項として、「バランスのとれた食生活を行えていますか。本当に必要ですか。商品の品質等に問題はありますか。」と考えることや利用時・利用中の注意事項について話されました。

健康食品に関する専門家の意見として、①食事制限も運動もせず、楽しく痩せることはあり得ません。②もっともらしい体験談に気をつけること、③もっともらしい試験結果にも気を付ける。④バランスの良い食事、適度な運動、それが健康増進の大原則であること、食事の基本は、和食で主食・主菜・副菜をそろえ、だしを上手く使ってうすあじに、そして不足するカルシウムは牛乳でとることを進められました。

参加者からは「わかりやすく科学的検知に基づいてのお話は、サプリメント依存の人が多い昨今、気をつけておかなければならないことがよく理解できました。「本当にそれは必要」常に冷静に考えることが大切なのです。」「お話を聞いて、今年4月から始まった機能性表示食品は消費者にとってあまりあてにならない制度に思える。業者の販売促進のための制度のように思えた。賢い消費者になっていきたいと思う。」「サプリは購入した事はありませんが、頂いたことはあります。年齢が進むにつれてそろそろ利用した方がいいのかなと思ったのですが、できるだけサプリを利用しないで食事で摂取したいと思いました。」など良かった感想が多数寄せられました。



2015年度 消費生活サポーター講座がはじまりました。

消費者被害～気づいてつながろう！みんなが守り手

平成 27 年度

岡山県の委託により当ネットが実施する

『消費生活サポーター講座』

(以下；サポーター講座) がはじまりました。



今年度のサポーター講座は、特に、高齢者や障がいがある方に消費者教育を実施するとともに、行政、福祉関係者、専門家などが協力して、高齢者等を支える「地域の見守りネットワーク」を構築することをめざしています。そして、消費者被害等に遭いやすい人の見守りなど、安全安心な消費生活の“支え”になる方を養成することを目的にしています。



(写真は、消費生活専門相談員の米山祥子さんをファシリテーターに、グループワークで話し合っている様子)

講座の進め方は、グループワークの時間を取り、参加者相互の意見を交わすことで、被害状況を実感し、考え合うこととしています。

今年度最初の開催は、里庄町の地域包括支援センター主催で、健康福祉センターを会場に、地域のボランティア活動に携わっている35人の方々が参加して行われました。

アンケート
より

高齢者の見守りに大切なこととして

近所の人との接し方、コミュニケーションを図ること、おかしいな？と思ったら消費生活センター（役場）につなぐことなどがあげられました。

また、地域で「見守り」ネットワークづくりの機会があれば、協力して参加したいといった声も多く寄せられました。

平成 27 年 7 月 1 日より、3桁の電話番号「188(嫌や!）」番での案内を開始。

全国には、消費生活センターが763か所（平成26年4月1日時点）あり、そのほか、ほとんどの市区町村に消費生活相談窓口が設置されています。

消費者ホットラインは、全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口を御案内いたします

消費者ホットラインは、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先を御存知でない消費者の方に、お近くの消費生活相談窓口を御案内することにより、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。

土日祝日についても、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談を受け付けるなど、年末年始（12月29日～1月3日）を除いて原則毎日御利用いただけます。

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等について、どこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに、消費者ホットライン188番を御利用下さい。